

【新型コロナウイルス感染症対策課】

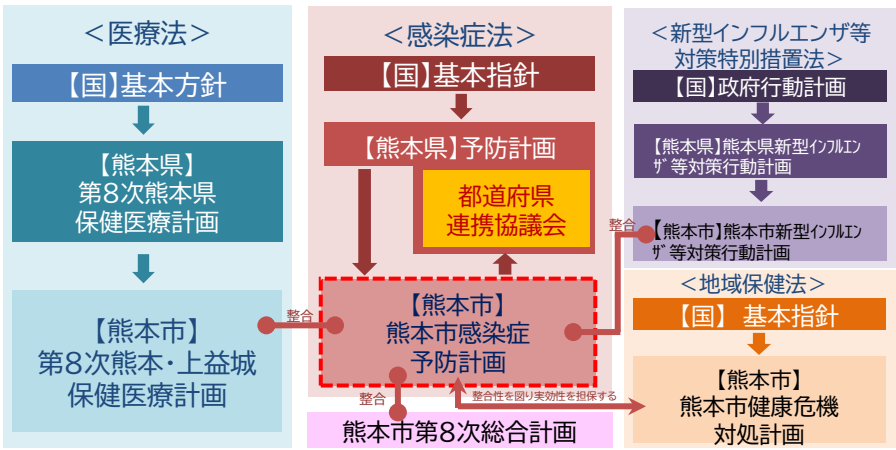
1 策定の背景と趣旨

令和4年(2022年)12月の感染症法改正に伴い、保健所設置市である熊本市においても、予防計画の策定が義務付けられました。

新型コロナウイルス感染症への対策及び対応を踏まえ、今後の感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材養成、市民に対する啓発や知識の普及とともに、国及び県との連携のもとに、適切かつ効果的な感染症対策を推進する際の基本方向を示すことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の基本指針、県の予防計画に即して策定することとします。また、以下のとおり、健康危機対処計画等の関連計画との整合性も図ります。



3 基本理念・基本方針等(目指すもの・全体目標など)

本計画で対応する感染症は「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を基本としつつ、その他多様な感染症にも柔軟に対応します。ただし、新興感染症等がウイルス性出血熱等の感染症と判明した場合は、国の個別の対応方針に従い対処します。

今後の新興感染症等に迅速かつ的確に対応するために、事前対応型の体制を構築し、関係機関等との連携強化や計画に掲げる取組を着実に実施します。

また、災害が発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築に努めます。

【計画の性格と基本方向】

- (1) 事前対応型の体制の構築
- (2) 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- (3) 人権の尊重
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (5) 熊本市の果たすべき役割
- (6) 市民及び医師等の果たすべき役割
- (7) 予防接種の推進

4 推進体制(計画の進行管理等)

熊本県が設置する「熊本県感染症対策連携協議会」において、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、PDC Aサイクルに基づき検証し、改善を図ります。

5 計画の概要

第1章 感染症予防計画の基本方向

- 1 計画の目的 2 計画の位置づけ 3 計画の性格と基本方向

第2章 感染症の発生の予防のための施策

- 1 基本的な考え方 2 感染症発生動向調査 3 感染症の予防のための対策と検疫所との連携

【主な取組】

- 感染症の発生予防のため日常的に行われるべき対策としては、感染症が発生する前あるいは発生の直後にその動きを捉えて、市民及び関係機関に情報を提供し、初期予防対策の徹底を図るため、感染症発生動向調査を重要な施策のひとつに位置づけます。
- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から、予防接種法に基づく定期予防接種の推進を図ります。また、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認められた場合には、臨時に予防接種を実施します。

第3章 感染症のまん延の防止のための施策

- 1 基本的な考え方 2 積極的疫学調査 3 対人措置の実施 4 感染症の診査に関する協議会
5 消毒、その他の措置 6 指定感染症及び新感染症への対応 7 関係機関及び関係団体との連携
8 報道機関を通じた情報提供

【主な取組】

- 感染症発症時は、感染源の把握と感染拡大防止のために、丁寧な疫学調査や幅広い検査を行います。またウイルスの特性が明らかになった場合は、国の方針等を踏まえ、疫学調査の重点化の検討や柔軟かつ迅速な陽性者への対応に努めます。
- 検体採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告の対人措置を伴う対策を行うに当たっては、患者等の人権を十分尊重するとともに、感染症の発生及びまん延に関する情報を患者等に提供し、その理解と協力を求めることを基本とします。

第4章 感染症の病原体等の検査体制及び検査能力の向上

- 1 基本的な考え方 2 感染症の病原体等の検査の推進 3 検査体制の目標値
4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
5 関係機関及び関係団体との連携

【主な取組】

- 熊本市環境総合センターは、技術的専門機関として感染症対策において重要な役割を担うことから、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置に努めます。

【検査体制の数値目標】

項目	流行初期	流行初期以降
検査実施能力	500件/日	5,200件/日
熊本市環境総合センター	300件/日	300件/日
医療機関・民間検査機関等	200件/日	4,900件/日
熊本市環境総合センターの検査機器数	2台	2台

第5章 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- 1 基本的な考え方 2 感染症に係る医療提供体制 3 医薬品及び個人防護具の備蓄または確保
4 入院調整体制 5 救急医療体制 6 医療提供体制等の目標値 7 関係機関及び関係団体との連携

【主な取組】

- 休日・夜間の対応として、新興感染症が発生した際、流行初期の段階から、休日・夜間に速やかな入院調整が必要な中等症患者等の受入体制を確保するために、「休日・夜間輪番体制」を構築します。実施にあたっては、休日・夜間に患者を受入れる医療機関に過度な負担がかからないよう関係機関と協議し、体制拡充や平日昼間帯の受入を行う医療機関との役割分担等の機能分化を図るなど、休日・夜間輪番体制の円滑な運用に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染拡大時に療養先トリアージなどを行う保健所機能を補完する機関等の検討を行うことで、適切な療養に繋げるとともに保健所の機能強化を図ります。
- 二次保健医療圏を同じくする保健所とは、運用方法について適宜協議を行い、円滑な入院調整を実施します。

【医療提供体制の数値目標】

今後、熊本県と医療機関との協定により決定予定。

5 計画の概要

第6章 感染症の患者の移送のための体制の確保

- 1 基本的な考え方 2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策 3 関係機関との連携

【主な取組】

- 感染症の患者の移送体制については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後1か月以内を流行初期、発生公表後6か月以内を流行初期以降と定め、消防局等と役割分担を行い、人員体制の整備を行います。
- 高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項などを含め事前に協議を行い、移送体制の強化を図ります。

第7章 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 1 基本的な考え方 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 3 関係機関及び関係団体との連携

【主な取組】

- 外出自粛対象者の健康観察においては、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等を活用することで、感染者が急増した場合においても、体制の確保を図ります。また、療養期間中の症状悪化等に対応するため、県及び医師会と連携し、患者が円滑に受診出来る体制(オンライン診療を含む)づくりを行います。
- 平時より生活支援物資や医療品等の準備について広報・啓発を行うと共に、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、必要な医薬品を支給できる体制を確保します。

第8章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

- 1 基本的な考え方 2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進
3 関係機関及び関係団体との連携

【主な取組】

- 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集することが、感染症対策を推進するうえで重要です。感染症指定医療機関をはじめとする各医療機関の医師が報告する発生届及び積極的疫学調査等に関する情報について、国が整備する発生動向調査の情報基盤を活用し、電磁的方法による報告への移行に取り組み、医療DX を推進します。

第9章 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 1 基本的な考え方 2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上 3 人材の養成及び資質の向上の目標値
4 関係機関及び関係団体との連携による人材の活用

【主な取組】

- 資質の向上を図るために、熊本市保健所において、有事に備え、新興感染症寄附講座等を活用し、実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を、年14回以上開催します。

【人材の養成及び資質の向上の目標値】

熊本市保健所における取組	目標値
保健所の感染症有事体制の構成員等を対象とした研修・訓練の回数	年14回
熊本市環境総合センターにおける取組	目標値
職員等を実施する研修・訓練等の回数	年1回以上
上記取組の内訳	目標値
国立感染症研究所等が実施する研修・訓練への職員参加回数 及びIHEAT研修の実施回数	年6回

5 計画の概要

第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- 1 基本的な考え方 2 感染症の予防に関する保健所体制の確保 3 保健所体制の目標値
- 4 関係機関及び関係団体との連携

【主な取組】

- 感染症発生時、初動から健康危機管理体制のマネジメントや、市対策本部や保健所対策本部の運営等を担う組織を保健所内に設置すると共に、感染拡大時の体制移行や所要人数について受援体制も含み想定した上での体制づくりを行います。
- 感染者や業務量に応じた体制確保に向け、保健所等のBCPを発動し、業務の延期・縮小・中止を適宜実施します。
- 熊本市保健所において、地域の健康危機管理体制を確保するため、管理責任者である保健所長を補佐し総合的なマネジメントを行う統括保健師を配置します。

第11章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

- 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策
- 2 緊急時における国との連絡体制 3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制
- 4 緊急時における情報提供 5 関係団体との連絡体制

【主な取組】

- 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などにおいては、危機管理部局と連携し、専門家の派遣等の支援を受けながら、迅速かつ的確な対策を講じます。

第12章 感染症に関する啓発及び知識の普及等並びに患者等の人権の尊重

- 1 基本的な考え方 2 感染症予防教育の推進 3 啓発活動等の推進 4 感染症相談窓口の設置
- 5 患者のプライバシーの保護等

【主な取組】

- 感染症予防教育は、感染源、感染経路及び感受性に係る知識の普及を基本とし、「他人に感染させない方法」や「感染を予防する方法」等を周知することが最も効果的であるため、市民に対し、熊本市保健所を中心に関係機関と連携し、感染症予防教育に取り組みます。
- 指定感染症や新感染症が発生した場合には、熊本市保健所に専用相談窓口を設置すると共に、市のホームページ等で迅速に情報提供を行います。また感染状況に応じた相談窓口の設置を行うことで、適切な情報提供と市民の不安解消に努めます。

第13章 その他感染症予防の推進

- 1 施設内感染防止の推進 2 災害時の防疫活動の推進 3 結核にかかわる対策 4 食品衛生対策の連携
- 5 環境衛生対策の連携 6 動物由来感染症対策の推進 7 外国人に対する適用

【主な取組】

- 経口感染の重要な分野を占める食品については、食品媒介感染症の予防を効果的に行うため、食品保健部門が主体となり、食中毒対策の一環として営業施設及び給食施設等の監視、指導及び検査に努めます。
- 平時から水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等、病原微生物を伝播する媒体に対する関心を高めておくことが重要であり、市民に対する正しい知識の普及等について、環境衛生部門と連携を図りながら対策を講じます。

6 スケジュール

- 令和5年12月 予防計画(素案)の作成
- 令和5年12月 第2回熊本県感染症対策連携協議会において意見聴取
- 令和6年1月 パブリックコメントの実施
- 令和6年3月 予防計画の策定